

特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい
交流事業に関する規程

規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい（以下「団体」という。）が定款の定めるところにより、交流事業の具体的な内容及び基本的事項を定めることを目的とする。

(交流事業の具体的な内容及び基本的事項)

第2条 団体は、定款第3条第1項第3号に関して、以下の事業を行う。

(1)もやい結びの会

路上生活の経験者など、社会的に孤立しがちな人々に対して、様々な社会制度を学習する機会と当事者間の交流の場を提供するため、年に数回、不定期に学習会や行楽行事その他の企画を行う。

(2)サロン・ド・カフェ こもれば

誰でも立ち寄れる交流サロン。月3回程度、もやい結びの会のメンバーやボランティアスタッフが中心になって、週替わりランチ・おやつ、飲み物を提供し、社会的に孤立した状態の方々、人間関係の回復を図る居場所として運営する。また貧困問題や居場所に関心のある方々などの、ゆるやかな交流の場を提供する。

(3)もやいコーヒー

かつて路上生活を経験し、その後路上を抜け出したものの、年齢や健康上の理由から一般的な就労は困難であるとみなされた者が、それでも生き甲斐や交流の場を求めて集い、フェアトレードで購入したコーヒー豆を焙煎、販売している。それぞれのペースに合わせ、得意分野を生かした作業を通じ、また、顧客との交流を通して、自己肯定感を上げ、人間関係を再構築し、生きる力につなげる。

(4)削除

(5)削除

(6)もやい農業部

誰一人として取り残されない社会の実現には、孤立状態から抜け出すための仕組みが必要である。孤立状態にある方、孤立しがちな方に対して、畑と農作業を通じた安心して過ごせる居場所を運営する。畑は多様性の宝庫であり、それぞれに役割がある。畑とつながることで、一人ひとりが自分自身に価値を見出し、人とも緩やかにつながることができるような機会を得て、孤立状態から抜け出すことにつながる。

(7)その他

定款第3条第1項第3号の趣旨及び目的に添う事業を行う。

(改廃)

第3条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成26年8月26日から施行する。

附則

この規程は、2021年3月19日から施行する。